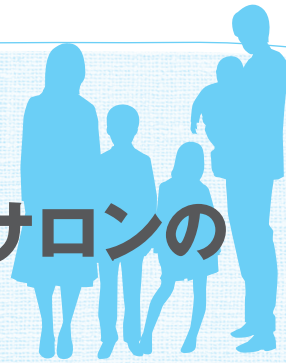


# 中学校 子育てサロンの ご案内



宇美町内の中学校のスペースを一部開放して乳幼児とその家族や妊婦さんが自由に遊びに来ることができるフリースペースです。

お昼休みや授業で中学生が遊びに来ることもよくあり福岡県内の中学校でも数少ない取り組みの一つです。

サロンはおもちゃもあり「子育て支援センター・ゆうゆう」のスタッフもいますので安心して遊びに来てください。

## 平成25年度 サロン開設予定日

	宇美東中	宇美南中	宇美中
開設場所	視聴覚室(1階)	多目的室(1階)	多目的室(2階)
開設時間	10時~14時		
5月	29(水)	24(金)	
6月	5(水)・26(水)	14(金)	18(火)
7月	3(水)・17(水)	12(金)	9(火)
9月	4(水)・25(水)	20(金)	10(火)
10月	2(水)・23(水)	18(金)	8(火)
11月	20(水)・27(水)	15(金)	12(火)
12月	4(水)	13(金)	10(火)
1月	15(水)	24(金)	21(火)
2月	5(水)	14(金)	
3月	5(水)	7(金)	



サロンの様子

### 利用者の声 中学校子育てサロンをご利用されているママ達から、嬉しいお言葉をいただきました!

娘が歌が好きといえば、簡単な歌を口ずさんでくれたり、工夫して関わってきてくれました。将来、自分の子どももこんな中学生になってくれたらいいなと思いました。(ゆいママ)

普段、中学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんたちとふれ合う機会が、なかなかないので今日は、たくさん遊んでもらって子どもも楽しそう良かったです。(Aママ)

中学生は、みんな優しく、たどたどしいところも微笑ましかったです。(Tママ)

問い合わせ [子育て支援センター・ゆうゆう] TEL 957-6450 [子育て支援課] TEL 934-2250

遊びにおいでよ!

## 親子 フェスタ

宇美子ども子育てネットワークの各サークルが協働し、楽しい遊びをたくさん用意しています。赤ちゃんも一緒にできるスキニップ遊びや親子体操、読み聞かせや、お絵描きコーナーもありますよ。いろんなブースを自由にまわりながら、楽しい時間を過ごしませんか?みなさんの参加をお待ちしています!

◎日程 6月20日(木)10時~12時30分

◎会場 しずくつみ

◎対象 0歳~就学前の子どもと保護者

◎参加費 無料(コーナーにより材料費等一部負担有)

◎問い合わせ 子育て支援センター「ゆうゆう」内 うちみん事務局

TEL 957-16450  
TEL 957-16450  
FAX 957-16430  
子育て支援課  
TEL 934-2250

## 所得制限限度額一覧

扶養親族等の数	所得制限 限度額	収入額の目安
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円

問い合わせ [子育て支援課] TEL 934-2250

**児童手当のお知らせ**  
児童手当を受給している方は、6月中旬「現況届」の提出が必要です。

これは、6月1日現在における状況を届け、引き続き手当を受けることができるかどうかを確認するためのものです。提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。

「現況届」の用紙は6月上旬に受給者宛に郵送します。必要な添付書類とともに郵送、または窓口へ提出してください(公務員の方は勤務先での手続きになります)。

また、平成24年6月分から、所得制限が導入されました。限度額を超える場合には、手当額が一律5千円になります。

## 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。	離婚等によって、父(母)と生計を同じくしていない児童(父(母)が重度障がい者の場合を含む)について、手当を支給することにより、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する制度です。	精神または身体が障がいの状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。
要件	国内に住所を有する(一定要件を満たす留学中の場合等を含む)中学校修了までの間にいる児童を監護養育している人に支給されます。	18歳到達後最初の年度末までの間にいる児童(障がい児については20歳未満)を監護している母(父)、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。ただし、公的年金を受けることができる場合は支給できません。	精神または身体に障がいを有する児童を監護している人に支給されます。ただし、対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は支給できません。
月額	3歳未満(一律) 15,000円 3歳以上小学校修了前 (第1・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円 中学生(一律) 10,000円 ※養育する児童(満18歳以後の最初の3月31日までの間にいる児童)のうち、年長者から第1子、第2子...と数えます。 特別給付(所得制限額以上)(一律) 5,000円	全部支給 41,430円 一部支給 41,420円~9,780円 ※2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子5,000円、第3子以降一人につき3,000円	1級の方 50,400円 2級の方 33,570円
支給日	10月・2月・6月の10日	8月・12月・4月の11日	8月・11月・4月の11日
提出月	6月	8月	8月
注	支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。		
注	手当を受けている人は、毎年決まった月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、「その年のその月分以降の手当の支給を受けることができるかどうか」を確認する大切な届です。提出がない場合、以降の手当が支給出来なくなりますので必ず提出してください。		

問い合わせ 児童手当、児童扶養手当...[子育て支援課 子育て支援係] TEL 934-2250 特別児童扶養手当...[健康福祉課 福祉係] TEL 934-2278